

小 美 玉 市
耐震改修促進計画

平成21年3月
(平成28年3月一部改定)

小 美 玉 市

目 次

序章 計画策定にあたって.....	3
1 計画の背景と目的等.....	3
2 耐震改修促進法をめぐる経緯.....	6
第2章 上位計画並びに関連計画.....	7
1 上位計画並びに関連計画.....	7
第3章 小美玉市の現況.....	13
1 自然条件.....	13
2 社会環境.....	15
第4章 想定される地震の規模・被害の予測.....	16
1 地震災害履歴.....	16
2 地震被害想定.....	18
第5章 耐震化の現状と目標設定.....	23
1 耐震化の必要性.....	23
2 住宅の耐震化の現状.....	26
3 特定建築物の耐震化の現状.....	27
4 防災上重要な建築物の耐震化の現状.....	28
5 市有建築物の耐震化の現状.....	28
6 耐震化の目標設定.....	29
7 耐震化目標と整備プログラム.....	32
8 重点的に耐震化すべき区域の設定.....	33
第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための事項.....	35
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針.....	35
2 耐震化に向けた役割分担.....	36
3 耐震化促進のための環境整備.....	37
4 建築物の総合的な安全対策.....	38
5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	42
6 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策.....	44
第7章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及.....	47
1 普及・啓発.....	47
第8章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	51
1 関係団体との連携.....	51

序章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的等

(1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建築物の倒壊や火災等により、たくさんの人命や財産が失われました。

建設省（当時）において被害状況の調査を行った結果、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多くみられたため、改善を図ることを目的として、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

その後も我が国では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、また、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震がいつ起きてもおかしくない状況にあり、地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されます。

こうした中、国は中央防災会議の地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標が掲げられました。

また、地震防災推進会議の提言（平成17年6月）として、住宅や特定建築物の耐震化率を今後10年間で90%とすることが目標として掲げられました。

これらを受けて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正（平成18年1月26日施行）が行われるとともに、国土交通大臣から耐震化に関する基本方針が示されました。

この改正では、県及び市町村単位で耐震改修促進計画を策定し、各自治体において建築物の耐震化を計画的に促進することを規定しています。

(2) 計画の目的

平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。)」第 5 条第 7 項において、市町村は耐震改修促進法第 4 条に基づく国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定に努めることとなっています。

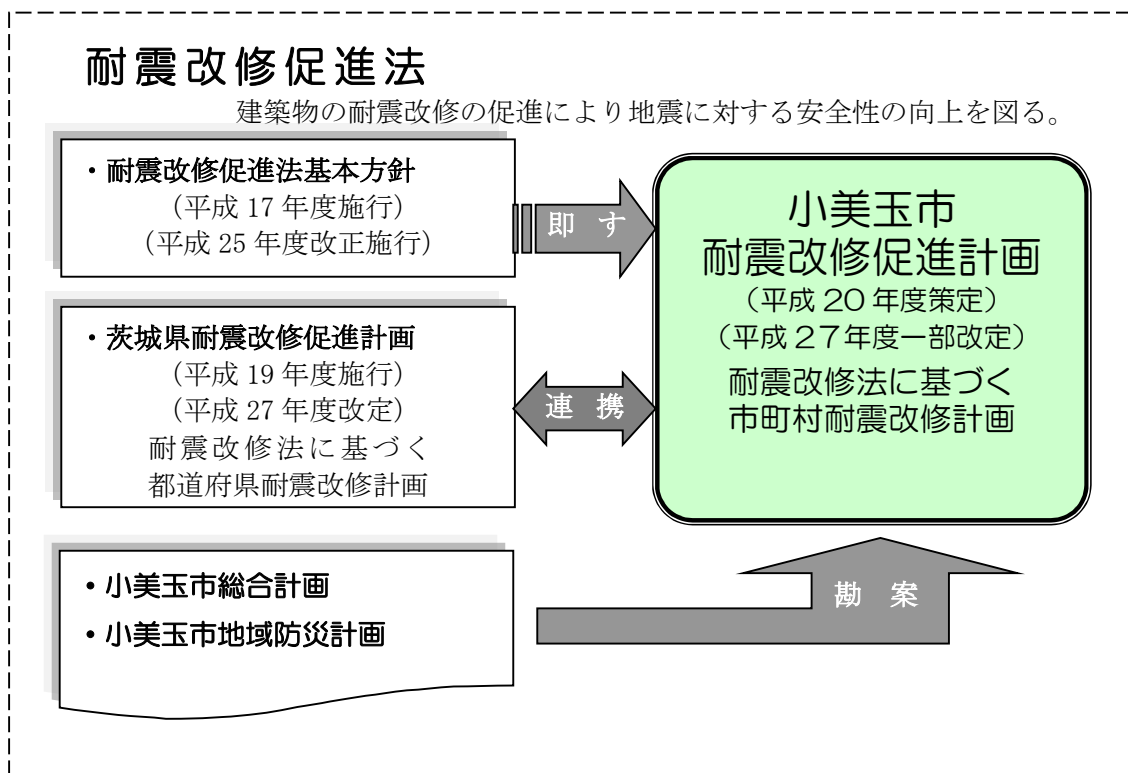
茨城県においても、耐震改修促進法に基づき、県における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として「茨城県耐震改修促進計画」を策定し、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図っています。

本計画は、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」等を受けて、地震に強い小美玉市を目指し、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や不特定多数の人々が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震対策を促進するために「小美玉市耐震改修促進計画」を策定するものです。

(3) 位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、主に小美玉市が実施する既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

計画策定にあたっては、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」に即するとともに、「小美玉市総合計画」、「小美玉市地域防災計画」等を勘案して策定します。



(4) 計画期間

本計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

(5) 対象建築物

- 住宅
- 多数の者が利用する建築物

次に掲げるもので、耐震改修促進法で用途・規模等が定められた建築物

- ・多数の者が利用する建築物
- ・被災時に甚大な被害が発生することが想定される危険物を取り扱う建築物
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物

- 防災上重要な市有建築物等

2 耐震改修促進法をめぐる経緯

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、犠牲になった方の約9割が住宅の倒壊等であったこと、昭和56年以前の建築物に大きな被害が集中したことから、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上を図ることにより、地震による建築物の被害を未然に防止することを目的に建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐震改修促進法」）が制定されました。以下に、耐震改修法をめぐる経緯について示します。

最近の主な地震	改正耐震改修促進法等の経緯
H16.10.23 新潟県中越地震	H17.2.25 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
H17.3.20 福岡県西方沖地震	H17.3.30 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から90%とすることが必要
H17.7.23 千葉県北西部地震	H17.6.10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 「住宅・建築物の地震防災対策の推進のために」 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から90%とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 ・所有者等に対する普及、啓発 ・地震保険の活用推進等
H17.8.16 宮城県沖地震	H17.9.27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等
	H17.10.28 特別国会において改正耐震改修促進法の成立
	H17.11.7 改正耐震改修促進法の公布
	H18.1.25 関係政省令、基本方針の公布
	H18.1.26 改正耐震改修促進法の改正施行等
H23.3.11 東日本大震災	H25.11.25 改正耐震改修促進法の改正施行

資料：国土交通省「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

第2章 上位計画並びに関連計画

1 上位計画並びに関連計画

(1) 国の基本方針（平成18年1月）

法第4条に基づき、国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国の基本方針）の概要は以下のとおりです。

1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強かに耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても推進。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ現状の75%を、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標。（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4. 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

(2) 茨城県建築物耐震改修促進計画

計画期間は、平成 28 年～平成 32 年までの5年間として、住宅及び民間の特定建築物等（※）、市町村有特定建築物等について耐震化の目標を 95%とすることを掲げ、率先して耐震化を促進する等、基本的な方策等を定めています。

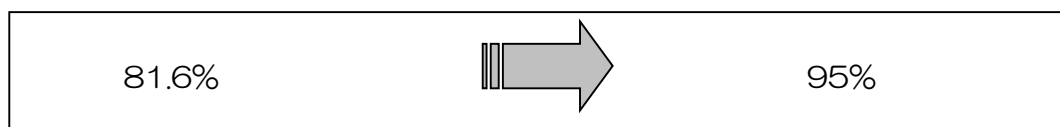
（※）特定建築物とは、耐震改修法施行令（平成七年十二月二十日政令第四百二十九号、最終改正年月日：平成二十五年五月二十九日政令第二百九十四号）に定められる特定既存耐震不適格建築物を指します。耐震化率を求めするため、他特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物も含めたものを「特定建築物等」と呼びこととします。

① 耐震化の目標設定

住宅及び民間の特定建築物、市町村有特定建築物の耐震化率の目標を定めます。特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、対象建築物の耐震化の推進、市町村や民間事業者への指導、県民への啓発活動・支援施策等を通じて推進します。

ア. 住宅の目標

住宅は、日常生活を営む上で最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においても耐震化は非常に重要であるため、平成 32 年度までの耐震化の目標を 95%とします。

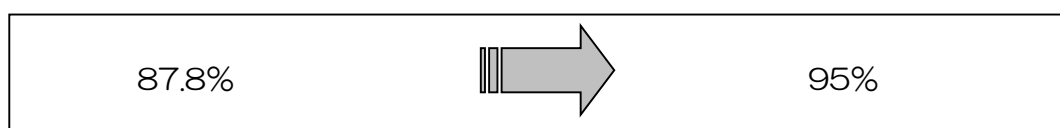


イ. 特定建築物等における耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、県有の公共建築物の耐震化は完了しています。

また、市町村の特定建築物等については、国の基本方針を踏まえ耐震化の目標値を 95%としています。今後各市町村に対してこの目標値に基づき市町村の耐震改修計画を策定し、耐震化を促進するように助言等を行っていきます。

民間の特定建築物等については、指導方針を定め、それに基づいて 95%の耐震化を目指すこととします。



■ 特定建築物等の耐震化の目標（平成 32 年度末）

(%)

分 類		民間		市町村		県有		官民合計	
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標
学 校	小・中・高等学校，特別支援学校，学校附属体育館等	77.9	95	93.6	95	100	100	91.8	96
病院・診療所	病院，診療所等	76.4	95	57.1	95	100	100	76.3	86
社会福祉施設等	老人ホーム，デイサービス，児童福祉施設，身体障害者福祉施設等	96.2	95	94.0	95	100	100	96.1	98
ホテル・旅館等	ホテル，旅館，保養施設等	81.4	95	-	-	-	-	81.3	91
店舗・百貨店	百貨店，マーケット，物販店，理髪店，銀行等	79.0	95	-	-	-	-	78.9	90
賃貸共同住宅	賃貸共同住宅，寄宿舍，下宿等	88.2	95	98.9	95	100	100	93.6	98
公共の事務所等	庁舎，土木事務所等	-	-	67.0	95	100	100	75.6	85
そ の 他	民間事業所，倉庫，屋内運動場，警察署，公民館，幼稚園，保健所，研修施設	80.0	95	81.0	95	100	100	80.8	92
合 計		82.9	95	91.9	95	100	100	87.8	95

② 建築物の耐震化促進施策

建築物の耐震化を促進するための施策は、以下のとおりとなっています。

方 針	施 策
基本的な取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。 ○県及び市町村は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。
具体的促進支援策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化に対する助成を行います。 ○建築物（住宅）の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。
安心して耐震改修を行えるような環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅耐震診断補助事業を実施します。 ○木造住宅耐震診断士のリストを公開します。 ○相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。 ○建築物所有者に対するセミナー等を開催します。 ○パンフレットの作成・配布、ホームページ等を利用し情報を提供します。
建築物の総合的な安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック塀等の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井脱落対策、エレベーターの安全対策等について、啓発活動を進めます。
地震時に通行を確保すべき道路	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第1次及び第2次及び第3次緊急輸送道路」を指定します。
特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の耐震改修の際に仮住まいを必要とする世帯を支援するため、特定優良賃貸住宅の空家の活用を今後検討していきます。
地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> ○地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めます。 ○対象地域は、第1次及び第2次及び第3次緊急輸送道路沿いの「急傾斜地崩壊危険箇所」とします。

(3) 小美玉市総合計画

総合計画における防災に関する考え方は、以下のとおりとなっています。

① 基本方針

市民の安全・安心を確保するため、「市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。

② 計画の内容（関連記述）

● 防災対策の充実

「市地域防災計画」では、市庁舎をはじめとする公共施設は、災害時の対策拠点又は緊急避難場所となっていますが、昭和 56 年以前の建築基準で設計されているものがいくつかあり、耐震性が十分ではありません。今後発生が予想される地震に対応できるよう公共施設などの耐震化を図る必要があります。

(4) 小美玉市地域防災計画〔地震対策計画〕

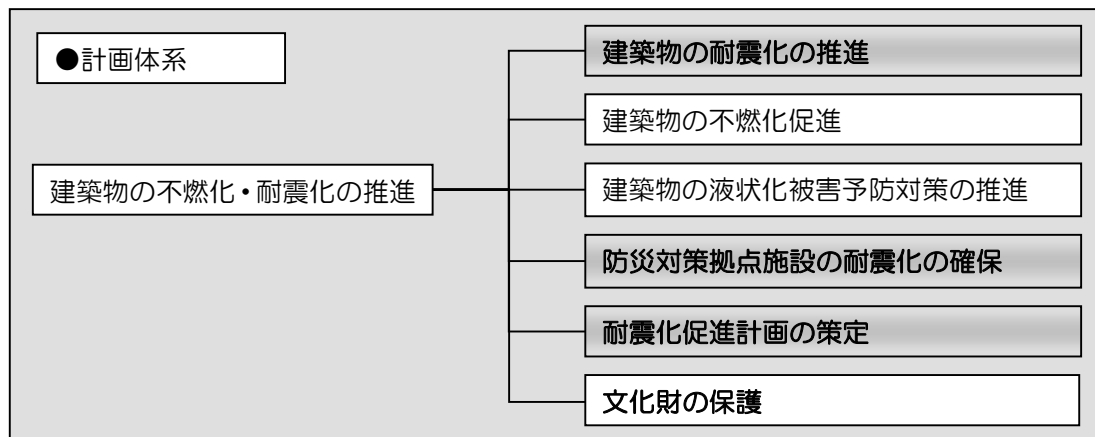
本計画において、建築物の耐震化について、以下のような方針及び対策を掲げています。

【建築物の不燃化・耐震化の推進】

地震による建設物の損壊、焼失、延焼を軽減するため、耐震化・不燃化を推進し、既存（老朽）建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進する。

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくため、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、特に建築物の所有者等への理解を求めため普及啓蒙を行う。

地震発生後の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な庁舎や病院等の建築物の耐震化は、災害対策全体に対して果たす役割が大きいため、重点的に推進する。



【対策】（要約）

- 建築物の耐震化の推進
 - (1) 広報活動等
 - (2) 所有者等への助言等
 - (3) 住宅の耐震化の促進
 - (4) ブロック塀の倒壊防止

- 防災対策拠点施設の耐震化の確保

避難所となる公共施設や、市庁舎等の災害対策の拠点となる施設、不特定多数の住民が利用する公共施設の不燃化と耐震化を推進し、大規模な災害が発生した場合の施設の安全を確保する。

- 耐震化促進計画の策定

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震化促進計画を新たに策定し公共建物の耐震化を促進する。また、多数のものが利用する特定建築物（学校、病院、量販店等）の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓蒙に努める。

第3章 小美玉市の現況

1 自然条件

(1) 位置の概要

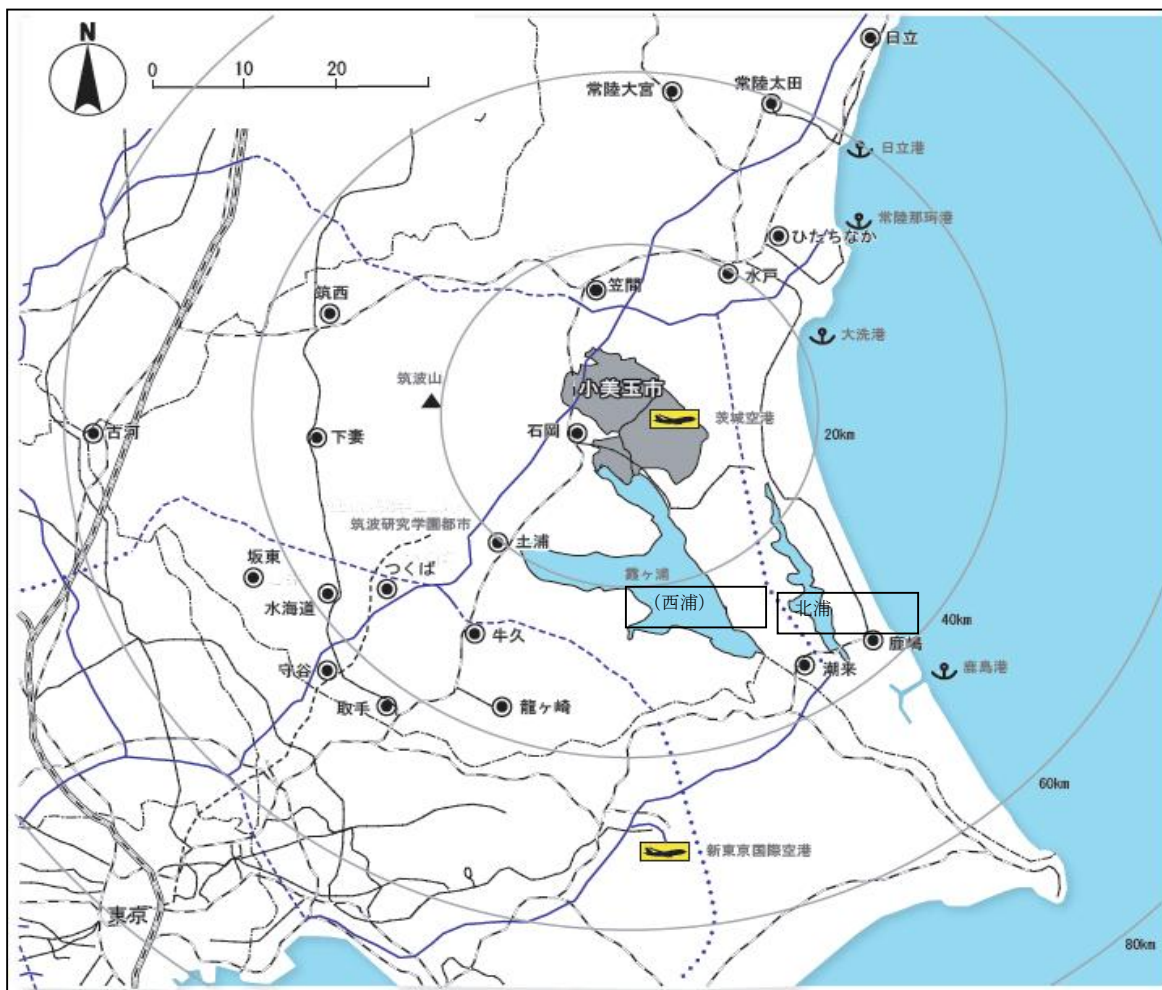
小美玉市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、北に笠間市、西に石岡市、東部は茨城町・鉾田市、南は行方市に接する面積が 140.20k m²の都市です。

また、東京から約 80 km、県都水戸市から約 20 kmの距離にあり、業務核都市の土浦市、つくば市には約 20 kmの距離にあります。市の西部をJR常磐線が南北に通過しており、JR羽鳥駅があります。

一方、広域幹線としては、常磐自動車道、国道6号、国道355号が通っており、本市の東側に隣接して南北に東関東自動車道水戸線が計画されています。

総面積	可住地面積	都市計画区域面積	用途地域
14,020ha	11,799ha	14,162ha	512ha

※都市計画区域面積は公有水面を含む

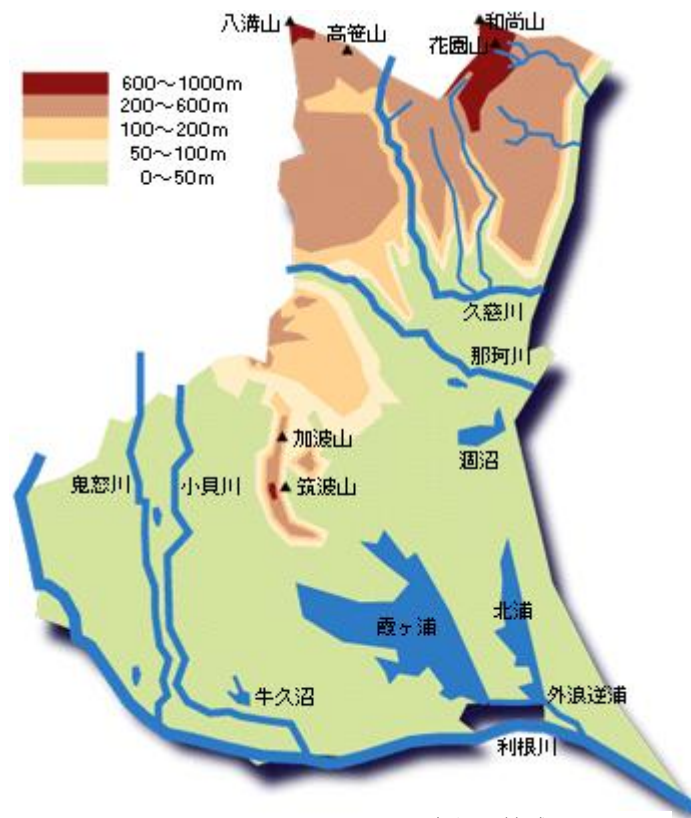


(2) 地形と地質

本市の地形は、起伏も少なくほぼ平坦な地形であり、可住地面積が広く市街地のほかに集落が広く分散しているのが特徴です。

また、市の南部は日本で第2位の広さを誇る霞ヶ浦に面しています。地表は概ね関東ローム層に覆われています。

関東ローム層は、関東地方の丘陵や台地上に広く分布する赤褐色の砂泥土で、昔の火山灰や火山礫が堆積し、その後風化が加わったもので、厚さは5~15mで、安山岩ないし玄武岩質からなります。起源は、南部では富士・箱根火山の噴火による火山灰が西風ではこぼれて堆積したと考えられ、北部では赤城山、榛名山、浅間山など上信越火山群の噴出した火山灰によるものが多くみられます。

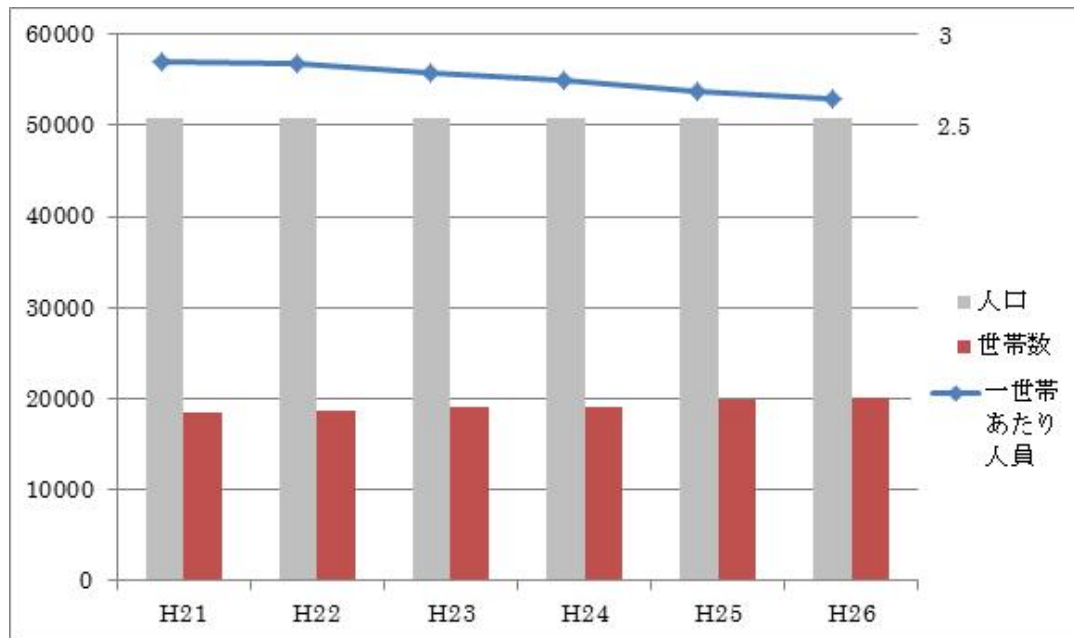


資料：茨城県 HP

2 社会環境

(1) 人口、世帯数

小美玉市の平成 26 年 4 月 1 日現在の人口は 53,104 人、世帯数は 20,134 世帯で、一世帯あたり人員は 2.64 人（いずれも住民基本台帳）となっています。



(2) 土地利用

小美玉市の土地利用状況は、農地が 49.79%、山林が 19.93%、宅地 12.05%、その他が 18.22%となっており、平坦な地形を反映して、約半分の面積が農用地として利用されています。また、平地林も多く、約 2 割の面積を占めています。

(3) 道路・鉄道網

本市の西部を JR 常磐線、国道 6 号、常磐自動車道が貫き、南部には国道 355 号が通り、東部には航空自衛隊百里基地があります。茨城空港関連道路の整備が進められています。

(4) 産業構造

平成 22 年の国勢調査によると、小美玉市の就業人口は 25,806 人となっています。そのうち約半数の 57.2%は第三次産業に就業し、30.0%が第二次産業、12.9%が第一次産業となっています。

第4章 想定される地震の規模・被害の予測

1 地震災害履歴

(1) 地震災害履歴

茨城県は、毎年多数の有感地震（震度1以上の地震）が観測されています。国内の大半の観測点では、有感地震は毎年、数回から20回程度ですが、水戸では毎年70回前後の地震が観測されています。

主な地震履歴を挙げると、県内で4名の死者を出した1895年の霞ヶ浦付近の茨城県南東部地震（M7.2）や、1921年の竜ヶ崎付近の茨城県南部地震（M7.0）、1930年の那珂川下流域の茨城県北部沿岸地震（M6.5、深さ約30km）等が知られています。

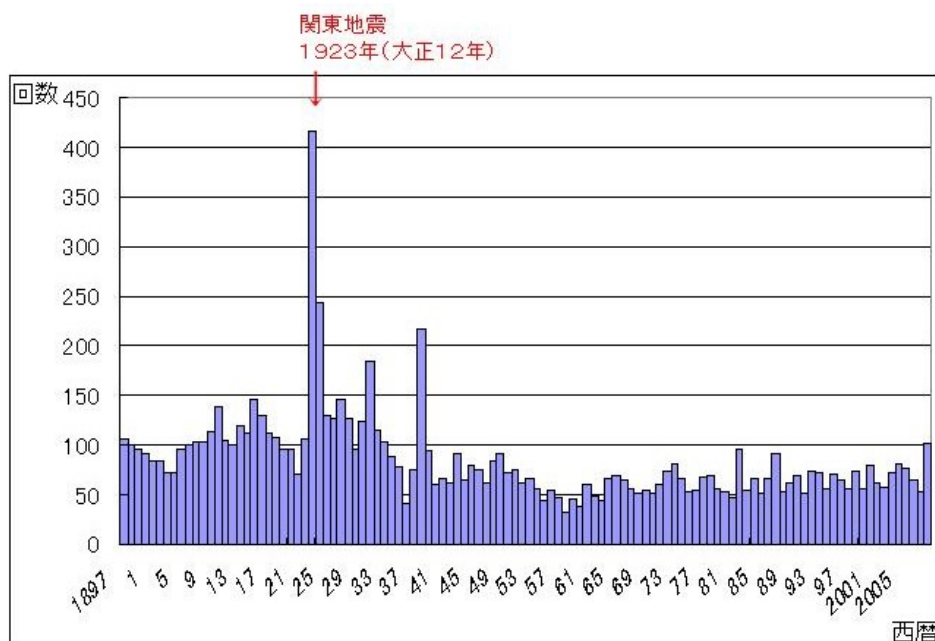
これらは、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに關係する地震活動であり、このタイプの地震活動としては、この地域が関東地方の中で最も活発です。

また、1923年の関東地震（M7.9）では、県南部を中心に強い地震動が生じ、県内で死者5名等の被害が発生しました。

その他、1987年の千葉県東方沖の地震（M6.7）など、周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖等の太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたほか、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960年のチリ地震津波では、県内に2～3mの津波が襲来し、船舶等に被害が生じています。

2011年の東日本大震災（M9.0）では24名の死者、1人の行方不明者、建物被害21万棟以上という大きな被害を受けました。

1987年以降の茨城県における毎年の地震回数



資料：水戸地方気象台

なお、茨城県の過去に大きな被害を及ぼした地震は、以下のとおりです。

日本歴(西暦)	震源地	マグニ チュード	県内 最大 震度	茨城県内の被害状況
弘仁 9.7.-(818)	関東諸国 (相模湾)	7.9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝 5.10.9(1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7.4		沿岸に津波、 水戸領内で溺死 36
明治 28.1.18(1895)	茨城県南東部	7.2		圧死者 4、負傷 34、 全壊家屋 37
大正 10.1.2.8(1921)	茨城県南部	7.0	4	墓石多数倒壊、田畑、 道路亀裂
大正 12.9.1(1923)	相模湾 (関東地震)	7.9	4	死者 5、負傷者 40、 全壊家屋 517、半壊家屋 681
昭和 5.6.1 (1930)	茨城県 北部沿岸	6.5	5	水戸外で小被害
昭和 6.9.21(1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6.9	5	負傷 1、半壊家屋 1
昭和 8.3.3(1933)	三陸沖	8.1	5	
昭和 13.5.23(1938)	茨城県沖	7.0	5	県北部で小被害
昭和 13.9.22(1938)	茨城県沖	6.5	5	県内で僅少被害
昭和 13.11.5 (1938)	福島県沖	7.5	5	県内で僅少被害
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 24 家屋の一部破損 1,252
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5弱	負傷 1、建物被害 12 棟
平成 14.6.14 (2002)	茨城県南部	4.9	4	負傷 1、建物被害 8 棟、 塀倒壊 5
平成 15.11.15(2003)	茨城県沖	5.8	4	負傷 1
平成 16.10.6(2004)	茨城県南部	5.7	5弱	被害なし
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.4	5弱	負傷 7
平成 17.4.11(2005)	千葉県北東部	6.1	5強	被害なし
平成 17.8.16(2005)	宮城県沖	7.2	5弱	被害なし
平成 17.10.16(2005)	茨城県沖	6.3	5弱	負傷 1
平成 23.3.11(2011)	三陸沖	9.0	6強	死者 24、行方不明者 1、負傷 者 712、建物被害 21 万棟以 上

2 地震被害想定

(1) 茨城県南部地震の概要

茨城県に被害を及ぼすと考えられる地震として、「茨城県南部地震」が想定されます。以下に、この地震の概要と被害予測結果を示します。

■ 茨城県南部地震の概要

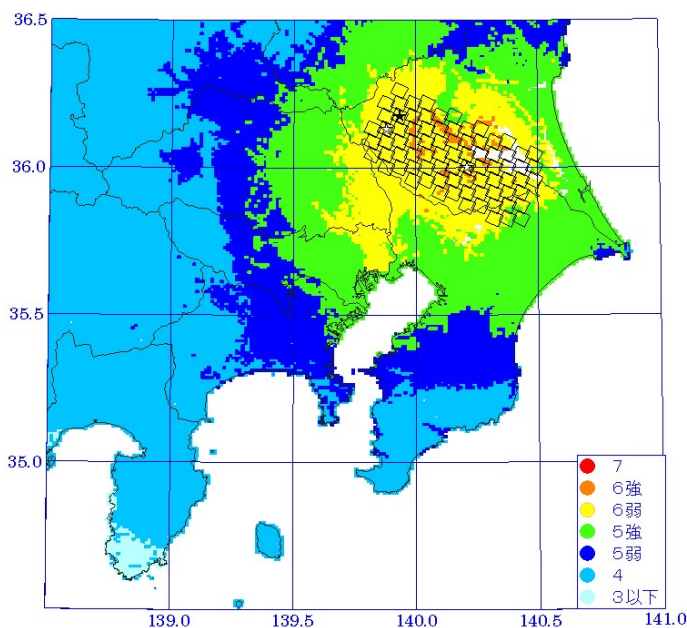
想定地震	茨城県南部地震
内容	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会(平成17年7月)」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震
マグニチュード	7.3
小美玉市の震度	震度6弱以上

■ 茨城県南部地震の想定結果

被害区分	建物被害	死者数
揺れ	約 7,700 棟	約 200 人
液状化	約 3,600 棟	-
急傾斜地崩壊	約 200 棟	約 20 人
火災	約 19,000 棟	約 20 人
ブロック塀・野外落下物等	-	-

注) 被害ケース(夕方 18 時、風速 15m/s)

資料：中央防災会議 首都直下型地震 直接的被害想定結果より
(平成 16 年 12 月)



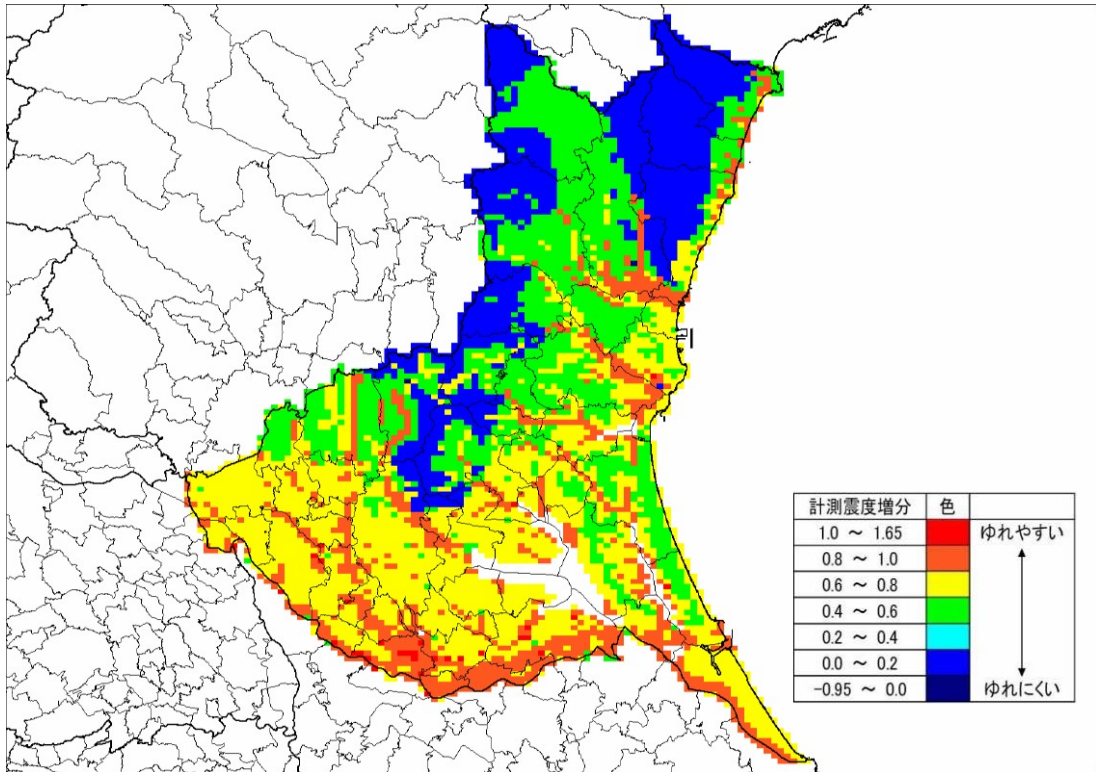
茨城県南部地震による計測震度
中央防災会議 首都直下型地震対策
地震ワーキンググループ報告書より

(2) 地盤のゆれやすさ

中央防災会議^{※1}が行ってきた震度分布の推計等の結果を用いて、内閣府が「表層地盤のゆれやすさマップ^{※2}」を作成し、公表しています。

このマップによれば、市域の大半は 0.6~0.8 の平均的な値を示していますが、一部にゆれやすい区域も点在しています。

【 表層地盤ゆれやすさマップ 】



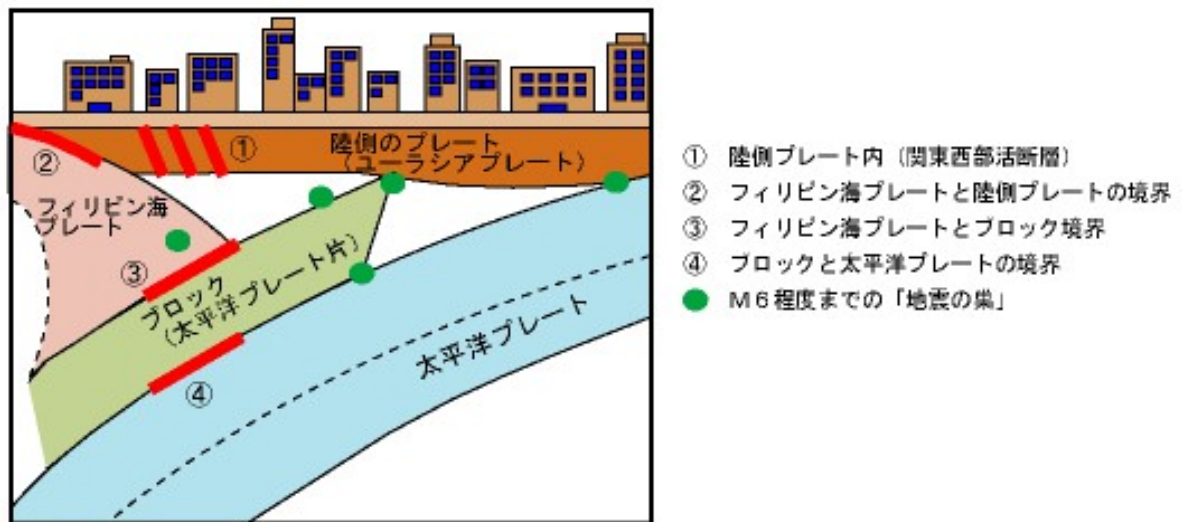
資料：表層地盤のゆれやすさ全国マップ（内閣府政策統括官/平成 17 年 10 月）

※¹中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議などを行っている。

※²表層地盤のゆれやすさ：地表でのゆれの強さは、表層地盤のやわらかさの程度により決まるものであり、この図面は、各地の平均よりもやわらかい地盤に対して、地表でのゆれが深部（工学的基盤）でのゆれに対して大きくなる割合（計測震度増分）を示したものの。

(3) 地質構造

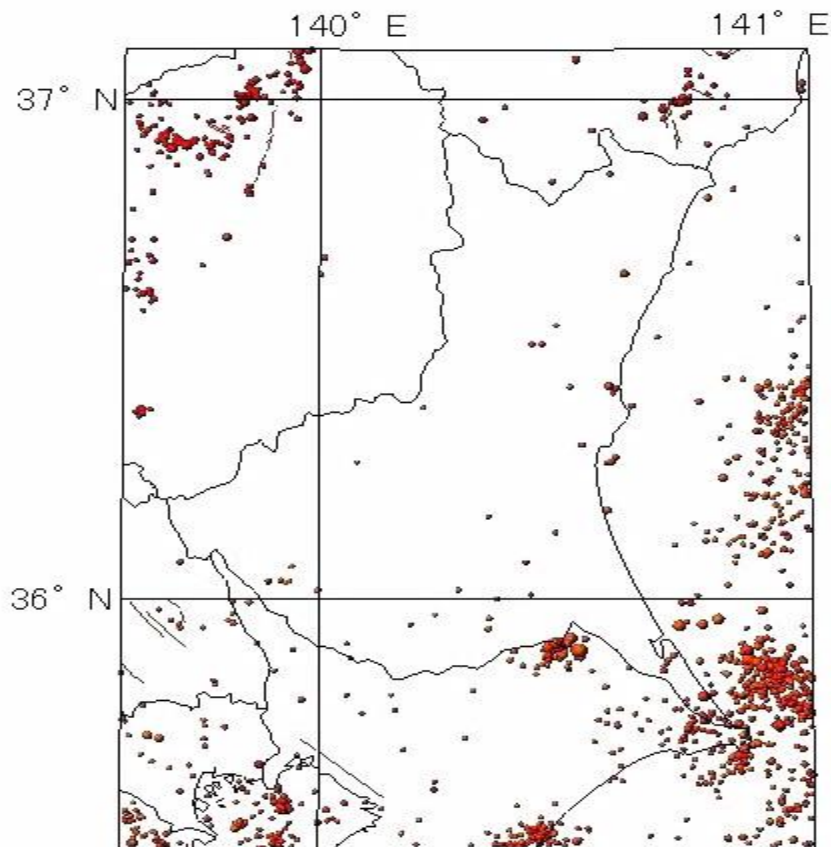
関東地方の地下にはプレートの断片があると推定されています。過去に太平洋プレートの上盤がはがれて、そのまま太平洋プレートの上に乗って残存しているものと考えられています。栃木県南部から神奈川県北部までの地域の深さ 30~100km 付近に、厚さ 25km、100km 四方にわたって存在し、関東地方の地表を覆うユーラシアプレートの下で、東から沈み込む太平洋プレートと西から沈み込むフィリピン海プレートとの間に挟まれていると推定されています。このプレート片と他のプレートの境界では、陸の下でありながらプレート型地震が発生するものと考えられ、茨城県内で発生する地震の多くは、このブロックの上面、東端、下面で発生しています（いわゆる「地震の巣」の1つ）。



下のグラフは、茨城県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動(M2以上、深さ30km以浅)を示したものです。

これをみると、浅い地震は、陸域にはほとんどないものの、鹿島灘では定常的に地震活動が見られます。また、県南西部の深さ50~70kmでは、定常的に地震活動が活発化しています。

茨城県とその周辺における小さな地震まで含めた
最近の浅い地震活動(1987年~1996年)

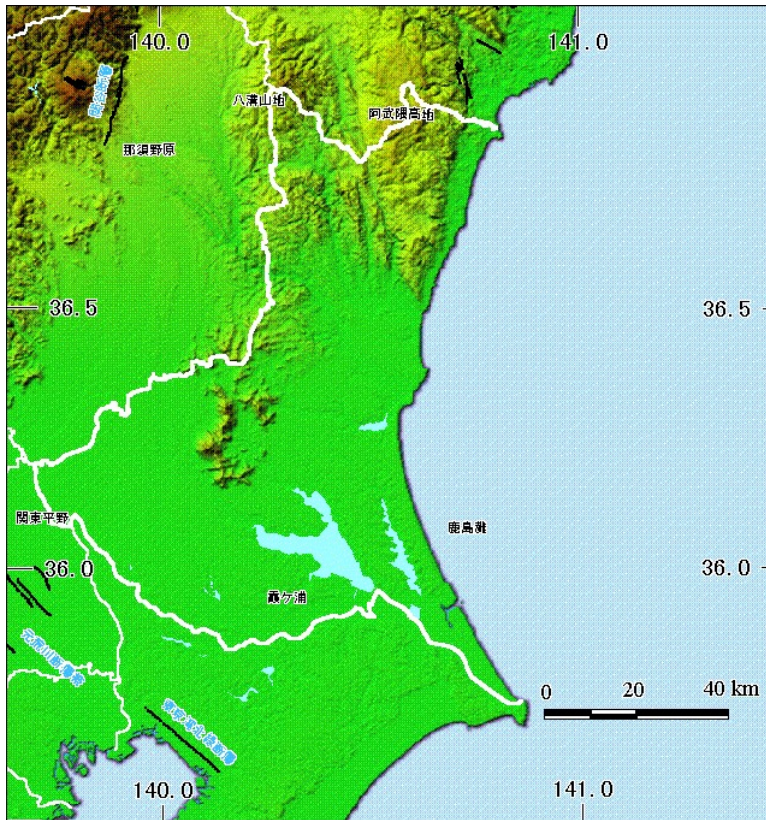


資料：茨城県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴
(地震調査研究推進本部)

※M2以上、深さ30km以浅

(4) 活断層

県内には、確実に活断層であるとされるものは知られておらず、阿武隈高地と八溝山地の境に、地質構造上の大きな境界である棚倉構造線が北北西―南南東方向に走っていますが、活断層ではないと考えられています。



資料：茨城県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴（地震調査研究推進本部）

関東地方の主な活断層の位置（赤太線）



資料：首都直下地震対策専門調査会報告

第5章 耐震化の現状と目標設定

1 耐震化の必要性

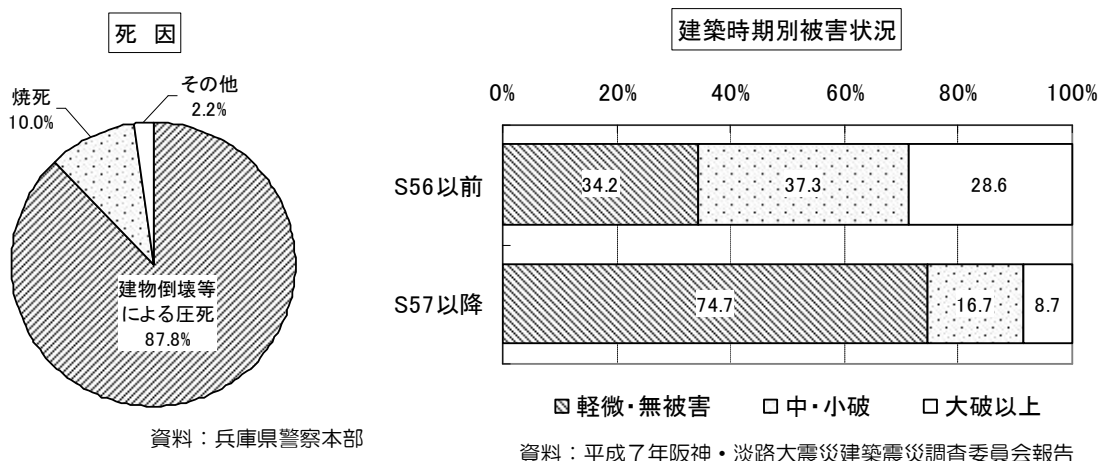
(1) 過去の地震被害

① 平成7年（1995年）兵庫県南部地震～阪神・淡路大震災～

平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島北部でマグニチュード7.3の地震が発生し、神戸市の一部の地域等において震度7を観測しました。この地震による死者数は6,434人にのぼり、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人となっています。

また、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等から火災が発生したほか、避難や救援、消火の妨げとなり、被害の拡大を招きました。

この地震では、昭和56年以前の建築物（「新耐震基準」以前の建築物）に大きな被害が出ていることが確認されています。



② 平成23年（2011年）東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分頃、三陸沖の深さ約24kmでマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県で最大震度7を観測しました。この地震による犠牲者は死者19,335人、行方不明者2,600人に及び、120万戸を越える建物が被害を受けました。

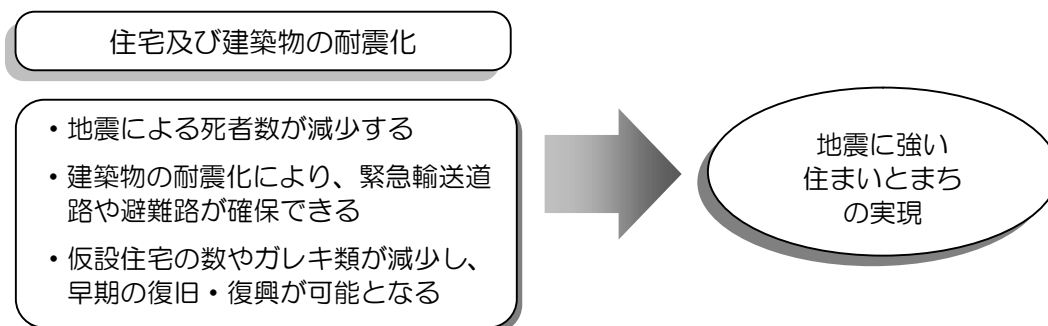
(2) 耐震化の必要性

地震発生の阻止や予想は困難ですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅及び建築物の倒壊により、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなど、被害が拡大することが既にわかっています。

住宅及び建築物を倒壊しないようにすること、即ち、耐震化が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

内閣府の「住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）」では、居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因を下表のように整理していますが、こうした阻害要因を取り除き、市内の住宅・特定建築物等の耐震化率向上を目指していく必要があります。

【 耐震化の必要性（イメージ） 】



■ 居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因

①費用・労力の負担	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に要する費用を払えない・払いたくない。 耐震改修（補強計画や補強工事）に要する費用を払えない、払いたくない。 耐震改修に伴う一時的な引越しや手間の多さが煩わしい。
②技術的知識の不足	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化を行えば、人命がそれだけ安全になるということを知らない。 どこに、誰に相談してよいか分からない。 地元の工務店などに相談しても、明確な対応をしてくれない。 耐震診断、耐震改修の一連の流れがわからない。 専門家に相談して説明されたが、効果があるとは思えない。
③ライフサイクルとの不適合	<ul style="list-style-type: none"> 現状のままで長期的に居住し続ける確証がない。 子育て・受験など費用・労力負担を避けたい事由がある。 高齢者世帯など今後の居住年限が限定されているため、長期的な安全を必要と感じない。
④想定される地震被害への意識の低さ	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害により人命を逸することの実感の無さ。 地震被害に関する臨場感の無さ。
⑤効果のわかりにくさ	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修工事後の効果がわからない。

資料：住宅における地震被害軽減に関する指針（平成 16 年 8 月）

参考) 木造建築物に関する建築基準法と技術の変遷

西暦	日本暦	地震年表	建築基準の変遷
1940			
1942			
1944			
1946			
1948		1948年 福井地震M7.1	
1950	S25年		1950年 建築基準法制定(壁量の規定)
1952			
1954			
1956			
1958			
1960	S35年		1959年 建築基準法改正(壁量の強化)
1962			
1964		1964年 新潟地震M7.5	
1966		1965年 十勝沖地震M7.5	
1968			
1970	S45年		
1972			1971年 建築基準法改正(基礎の布基礎化)
1974			
1976			
1978		1978年 宮城県沖地震M7.4	
1980	S55年		
1982			1981年 建築基準法改正(S56-壁量の再強化)
1984			
1986			
1988			
1990	H2年		
1992			
1994		1995年 兵庫県南部地震M7.2	
1996			
1998			
2000	H12年	2000年 鳥取県西部地震M7.3	2000年 建築基準法改正(壁量の再強化)
2004		2004年 新潟県中越沖地震M6.8	
2007	H19年		2007年 建築基準法改正(構造計算適合性判定制度の導入、構造計算の基準の明確化)

2 住宅の耐震化の現状

(1) 住宅の現状

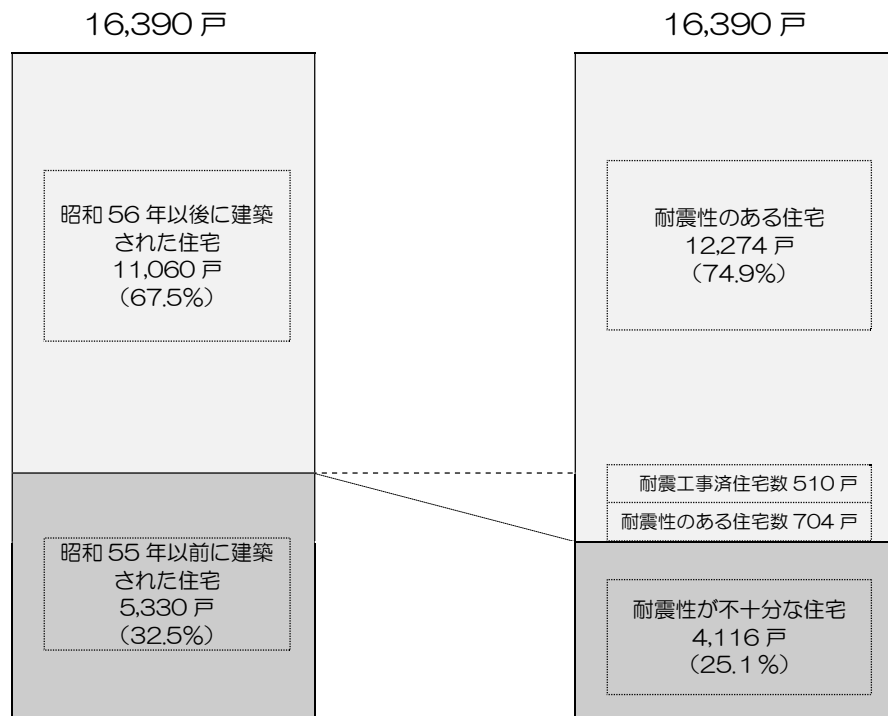
平成 25 年度末の小美玉市の住宅総数は、16,390 戸と推計され、うち「耐震性を満たす住宅」は 12,274 戸、「耐震性が不十分な住宅」は 4,116 戸と推計されます。

住宅総数における「耐震性を満たす住宅」の比率（耐震化率）は 74.9%となっています。

■ 小美玉市の年代別住宅数（平成 25 年度末現在・推計値）

木造	昭和 55 年以前	5,230 戸
	昭和 56 年以降	10,080 戸
非木造	昭和 55 年以前	100 戸
	昭和 56 年以降	980 戸
住宅総数		16,390 戸
昭和 55 年以前で耐震性のある住宅数		704 戸
昭和 55 年以前で耐震性がない住宅数		4,626 戸
	その内耐震補強済み住宅	510 戸
耐震性不十分住宅戸数		4,116 戸
耐震性有りの住戸数（耐震化率）		12,274 戸 (74.9%)

■ 小美玉市の住宅の耐震化の現状



平成 25 年度末推計値

- ※ 住宅の戸数は、平成 25 年の住宅・土地統計調査（茨城県）より推計を行なった。
- ※ 住宅の昭和 55 年以前の耐震性ありの割合（木造 12%、非木造 76%）は国の推計値に合わせた。
- ※ 住宅の改修実績は、平成 25 年の住宅・土地統計調査（茨城県）より推計を行なった。
- ※ 住宅のうち、昭和 57 年以降はすべて耐震性能を有するものとした。

3 特定建築物等の耐震化の現状

(1) 市有特定建築物等

平成 27年度末における市有特定建築物等の耐震化の状況については、以下の通りです。

	特定建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済みのもの (棟)				
学 校	31	21	0	20	10	30	1	96.8
病院・診療所	2	1	0	0	1	1	1	50.0
賃貸共同住宅	3	0	0	0	3	3	0	100.0
公共の事務所等	3	2	0	1	1	2	1	66.7
そ の 他	4	1	0	0	3	3	1	75.0
合 計	43	25	0	21	18	39	4	90.7

(2) 民間特定建築物等

平成 27年度末における民間特定建築物等の耐震化の状況については、以下の通りです。

	特定建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済みのもの (棟)				
病院・診療所	2	2	0	1	0	1	1	50.0
ホテル・旅館等	1	1	0	0	0	0	1	0.0
工場兼事務所	1	1	0	1	0	1	0	100.0
合 計	4	4	0	2	0	2	2	50.0

(3) 2号特定建築物等

被災時に大きな被害が発生することが想定される危険物を取り扱う法第14条2号建築物については、全体で41棟あり、耐震化率は48.8%です。

(4) 3号特定建築物等

倒壊によって道路をふさぐおそれのある法第14条3号建築物は、12棟あり、耐震化率は、50%です。

4 防災上重要な建築物の耐震化の現状

防災上重要と位置づけられる行政庁舎・小中学校の体育館、運動公園内体育館、文化センター等の耐震化の現状は、下表に示すとおりです。

	建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済みのもの (棟)				
庁舎	10	4	0	1	6	7	3	70.0
病院	2	1	0	0	1	1	1	50.0
学校	16	12	0	11	4	15	1	93.8
社会福祉施設	4	2	0	0	2	2	2	50.0
公民館等	13	5	0	0	8	8	5	61.5
合計	45	24	0	12	21	33	12	73.3

5 市有建築物の耐震化の現状

市有建築物の耐震化の現状は、下表に示すとおりです。

	市有建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震基準の建築物 (棟)	耐震性のある建築物 (棟)	耐震化が必要な対象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち耐震性のあるもの (棟)	うち耐震改修済みのもの (棟)				
学校	62	39	1	33	23	57	5	91.9
病院・診療所	2	1	0	0	1	1	1	50.0
社会福祉施設	4	2	0	0	2	2	2	50.0
賃貸共同住宅	15	6	0	0	9	9	6	60.0
公共の事務所等	52	12	0	3	40	43	9	82.7
その他	42	18	0	4	24	28	14	66.7
合計	177	78	1	40	99	140	37	79.1

※2階以上又は200m²以上の建物

6 耐震化の目標設定

小美玉市における平成 32 年度末の用途別耐震化率の目標は、以下のとおりとします。

(1) 住宅の耐震化の目標

小美玉市における住宅総数は、平成 25 年度末現在の 16,390 戸から、平成 27 年度末までに 393 戸増加し、16,783 戸になると推計されます。

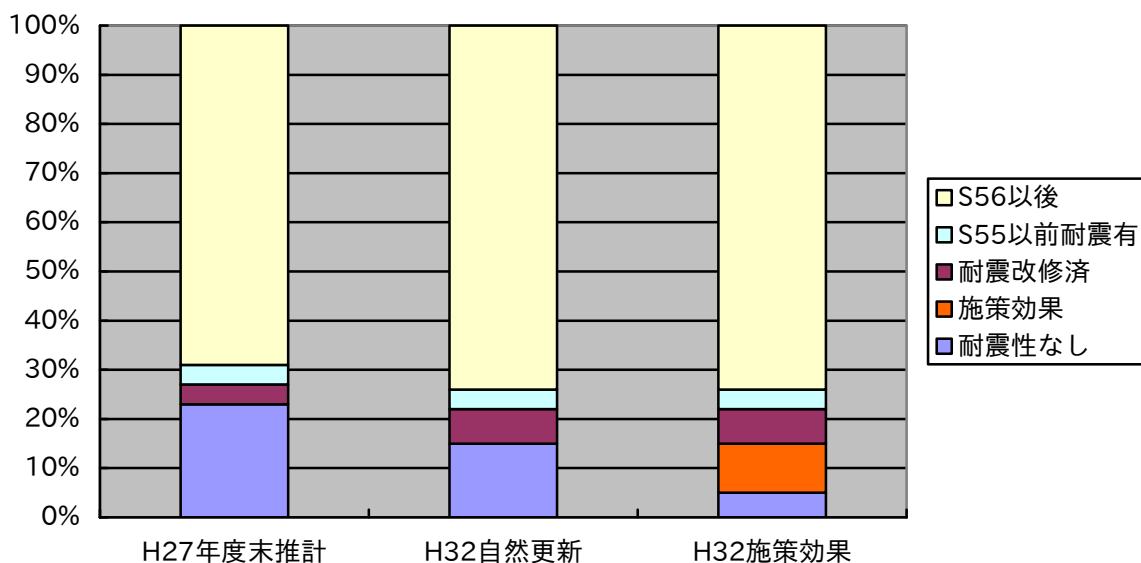
このうち、自然更新による耐震化率は 77%で、耐震性が不十分な住宅戸数は、3,845 戸と推計されます。

■ 小美玉市の年代別住宅数（平成27年度推計値）

木造	昭和 55 年以前	5,073 戸
	昭和 56 年以降	10,584 戸
非木造	昭和 55 年以前	97 戸
	昭和 56 年以降	1,029 戸
住宅総数		16,783 戸
昭和 55 年以前で耐震性のある住宅数		682 戸
昭和 55 年以前で耐震性がない住宅数		4,488 戸
	その内耐震補強済み住宅	643 戸
耐震性不十分住宅戸数		3,845 戸
耐震性有りの住戸数（耐震化率）		12,938 戸 (77%)

現状のまま推移した場合、平成 32 年時点の耐震化率は 85%ですが、今後、国の基本方針及び茨城県目標値を参考に、追加的に 2,000 戸の耐震化を促進することとし、平成 32 年度の住宅の耐震化（率）の目標を 95%とします。

■ 小美玉市の住宅の耐震化の推計値



(2) 市有特定建築物等の耐震化の目標

小美玉市における市有特定建築物等の平成 32 年度における耐震化の目標を 95%とします。目標値は下表に示すとおりです。

	建築物数 (棟)	耐震性 無し (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震化率 (%)	耐震化を 図る 建物棟数 (棟)	耐震化率 (%)
学 校	31	1	30	96.8	1	100.0
病院・診療所	2	1	1	50.0	1	100.0
賃貸共同住宅	3	0	3	100.0	-	100.0
公共の事務所等	3	1	2	66.7	1	100.0
そ の 他	4	1	3	75.0	1	100.0
合 計	43	4	39	90.7	4	100.0

(3) 民間特定建築物等の耐震化の目標

小美玉市における民間特定建築物等の平成 32 年度における耐震化の目標を 95%とします。目標値は下表に示すとおりです。

	建築物数 (棟)	耐震性 無し (棟)	耐震性 有り (棟)	耐震化率 (%)	耐震化を 図る 建物棟数 (棟)	耐震化率 (%)
病院・診療所	2	1	1	50.0	1	100.0
ホテル・旅館等	1	1	0	0.0	1	100.0
工場兼事務所	1	0	1	100.0	-	100.0
合 計	4	2	2	50.0	2	100.0

(4) 2号特定建築物等の耐震化の目標

危険物を貯蔵する建築物の耐震化の目標を 95%とします。耐震化の促進を図る必要棟数は、21 棟です。

(5) 3号特定建築物等の耐震化の目標

倒壊によって道路を塞ぐおそれのある建築物の耐震化の目標を 95%とします。耐震化の促進を図る必要棟数は、6 棟です。

(6) 防災上重要な建築物の耐震化の目標

防災上重要と位置づけられる行政庁舎・小中学校の体育館、運動公園内体育館、文化センター等の耐震化の目標を95%とします。目標値は下表に示すとおりです。

	建築物数 (棟)	耐震性のな い建築物 (棟)	耐震性のあ る建築物 (棟)	耐震化率 (%)	耐震化を 図る建物棟数 (棟)	耐震化の目 標値 (%)
庁 舎	10	3	7	70.0	2	90.0
保健所・病院	2	1	1	50.0	1	100.0
学 校	16	1	15	93.8	1	100.0
社会福祉施設	4	2	2	50.0	2	100.0
公民館等	13	5	8	61.5	4	92.3
合 計	45	12	33	73.3	10	95.6

(7) 市有建築物の耐震化の目標

市有建築物の耐震化の目標を95%とします。目標値は下表に示すとおりです。

	市有建 築物数 (棟)	耐震性のな い建築物 (棟)	耐震性のあ る建築物 (棟)	耐震化率 (%)	耐震化を 図る建物棟数 (棟)	耐震化の目 標値 (%)
学 校	62	5	57	91.9	3	96.8
病院・診療所	2	1	1	50.0	1	100.0
社会福祉施設	4	2	2	50.0	2	100.0
賃貸共同住宅	15	6	9	60.0	5	93.3
公共の事務所等	52	9	43	82.7	6	94.2
そ の 他	42	14	28	66.7	12	95.2
合 計	177	37	140	79.1	29	95.5

※2階以上又は200m²以上の建物

7 耐震化目標と整備プログラム

地震に伴う倒壊等による被害を最小限にさせる観点から、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

(1) 耐震化の目標設定

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

茨城県では、平成32年度までに、市の特定建築物等の耐震化率を95%とすることを目標としており、本市でもこれを踏まえ事業を実施します。

② 地震時に通行を確保すべき道路を閉塞する建築物の目標

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路沿道の建物の耐震化率を95%となるよう耐震化を促進します。

③ その他の建築物の目標

その他の建築物についても、県と連携し積極的に耐震化を図ります。

(2) 耐震化の優先順位

市有の特定建築物については、耐震化の優先順位を定め、計画的・重点的に耐震診断、耐震改修を実施します。また、市有建築物・特定建築物に関しては、規模要件を2階以上又は200m²以上を越えるものを対象とします。

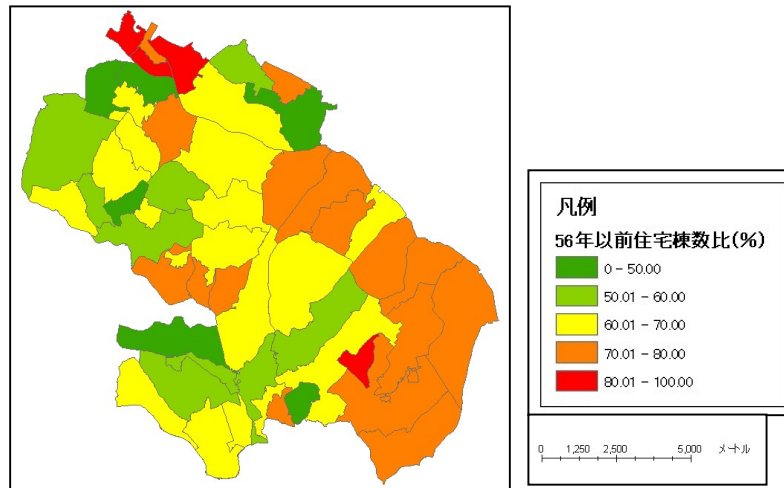
- ① 優先順位1：災害時の拠点となる特定建築物
- ② 優先順位2：不特定多数の者が利用する施設
- ③ 優先順位3：特定建築物の規模要件を満たす学校で、避難所又は避難場所として指定されていないもの
- ④ 優先順位4：上記以外の特定建築物

8 重点的に耐震化すべき区域の設定

地震に伴う倒壊等による被害を最小限にさせる観点から、重点的に耐震化すべき区域を設定します。

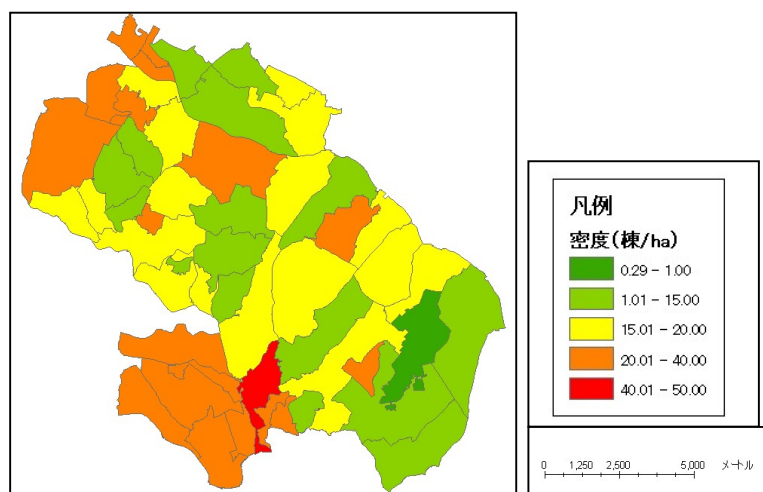
重点地域においては、自主防災組織の強化・防災組織体制の強化、防災訓練の強化などを行い、市民の防災意識の向上を図り、優先的な耐震診断・耐震改修を行えるようにします。

(1) 昭和 56 年以前の住宅棟数比率の分布



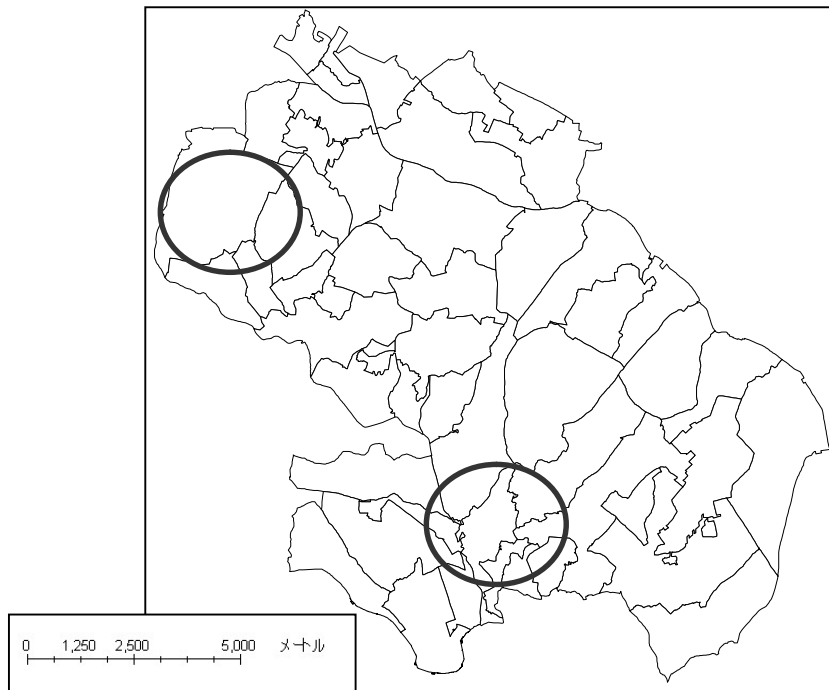
- 市の北側では、大笹、手堤、高田、寺崎地区が56年以前に建築された住宅が多い
- 百里基地に近い外之内地区は、56年以前に建築された住宅が多い
- 56年以前に建築された住宅が最も少ないのは、中台地区である

(2) 昭和 56 年以前に建築された住宅棟数の密度分布



- 住宅密度が最も高いのは、小川地区である
- 旧玉里エリアは住宅密度が高い
- 羽鳥、羽刈地区は住宅密度が高い

(3) 重点地区の設定



(1)、(2)の結果より、JR 羽鳥駅周辺の市街地と、小川地区の市街地を耐震化の重点地区とする。

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針

小美玉市では、住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発及び知識の普及など、必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施を促進します。

1. 耐震化に対する啓発及び知識の普及

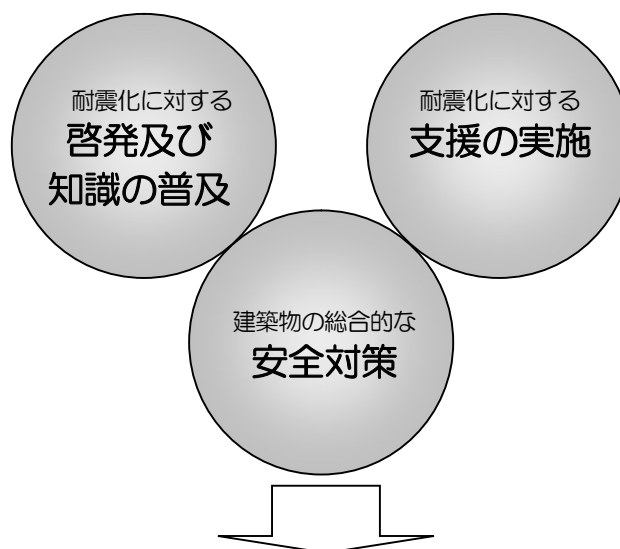
市民、事業者に対して、地震に対する防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

2. 耐震化に対する支援の実施

建築物の所有者による耐震化の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修が行いやすい環境の整備や、負担軽減のための助成制度の充実など、必要な施策を講じます。

3. 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止や家具の転倒防止、窓ガラス等の落下防止など、地震時の建築物の総合的な安全対策に取り組みます。



小美玉市の住宅・建築物耐震化促進

2 耐震化に向けた役割分担.

市民（建物所有者）の取り組みを支援するという観点から施策を講じるとともに、各主体である住宅・建築物の所有者、市、建築関係団体等の役割分担を明確にし、連携を図る方策を検討します。

（１）市民（住宅・建築物の所有者等）の役割

- 主体的に耐震化に取り組むこと
- 自らが所有する建築物の地震に対する安全性を確保すること
- 所有者が多数の建物利用者の人命を預かる立場を自覚すること
- 所有者が責任感をもって建築物の耐震診断、耐震改修を行うこと

（２）市の役割

- 建築物に関する効果的な耐震改修の工法等の情報を市民に発信し、耐震化を支援すること
- 建物所有者が行う耐震診断や耐震改修等の耐震化事業に対し、費用負担の軽減支援の拡充を図ること
- 耐震化に関する知識を普及、啓発すること
- 所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやしい環境づくりに努めること

（３）建築関係団体等の役割

- 建築関係団体等との連携のもと、正確な耐震診断、確実な耐震改修工事に努めること
- 公正で誠実な相談体制、偽りのない情報提供を行うこと
- 関係団体が相互に連携とり、相互で確認を行うことのできる仕組みとすること

市民（住宅・建築物の所有者等）の役割

- 主体的な耐震化への取り組み
- 所有建築物の地震に対する安全性確保
- 建物利用者の人命を預かる立場を自覚
- 所有建築物の耐震診断、耐震改修

小美玉市の役割

- 効果的な耐震改修工法等の情報発信
- 耐震診断や耐震改修等の耐震化費用負担の軽減支援の拡充
- 耐震化に関する知識の普及、啓発
- 耐震化しやすい環境づくり

それぞれの役割認識

建築関係団体等の役割

- 関係機関との連携による、正確な耐震診断、確実な耐震改修工事を実施
- 公正で誠実な相談体制、偽りのない情報提供
- 関係団体が相互に連携とり、相互で確認を行うことのできる仕組みづくり

3 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事の契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するに当たり様々な不安材料があります。従って、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

(1) 耐震診断マニュアルの活用

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう、県が策定した耐震診断業務マニュアルを活用し、診断業務の標準化による効率化を図り、耐震診断に対する住宅の所有者の信頼性の向上に努めます。

(2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表など

市民が、耐震改修を安心して適切に行えるよう。また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するための専門家として、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録制度を活用し、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備するとともに、地元の優良なリフォーム工事業者の登録制度の推進を図ります。

(3) 相談窓口の設置

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。

4 建築物の総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建物内外の設備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要です。建築物の防災性を高めるために、ブロック塀の安全対策やガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策、エレベーターの安全対策等について検討します。

(1) ブロック塀対策

昭和53年(1978年)に発生した宮城県沖地震では16名もの尊い人命が失われましたが、そのうち11名の方がブロック塀や石塀、門柱等の倒壊により亡くなりました。

また、この後も全国各地で発生した地震により倒壊が続いています。これらが倒壊した場合、人的な被害は勿論、道路が閉塞されることにより、避難や救援活動の障害となることがあります。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

■ ブロック塀転倒の危険性チェックポイント

- ・古いブロック塀は以下の5項目を点検し、一つでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 1. 基礎の根入れはあるか
 - ・コンクリートの基礎は、根入れ深さが30cm以上あるか
 2. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か
 3. 控え壁はあるか
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか
 4. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれにかぎ掛けされているか
 5. 塀は健全であるか
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

資料：(財)日本建築防災協会パンフレット

(2) 自動販売機の転倒防止対策

新潟県中越地震では道路に面して設置されていた自動販売機が転倒しました。地震によりこれが転倒した場合、通行人等に死傷等の被害が発生することや、緊急車両等の通行に大きな支障をきたすことが考えられます。

従って自動販売機の所有者、管理者等は常にこのことを念頭において、日本工業規格(JIS B 8562-1996)及び(社)日本自動販売機工業会が作成した「自動販売機据付

基準マニュアル」を遵守し、施工することが必要です。

本市では、地震発生時の自動販売機の転倒防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、適切な設置方法の普及を図ります。

(3) 窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による外壁タイルの落下防止対策についての普及啓発を行います。

(4) 屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物については、広告物掲出許可時点・講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を促します。

(5) 天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を促します。

■ 外壁・窓ガラス・設備機器等の落下物点検の目安

点検箇所	点検の目安	対策
外壁材 (石材、タイル、金属板、モルタル、その他)	亀裂 浮き上がり 剥離の有無	発生が見られる時は専門家（建築士等）に相談し、点検を実施する。修繕が必要な場合は工事について協議し、実施する。
窓ガラス	嵌め殺し(Fix)窓等のガラスを硬いパテなどで固定していないか。	使用されている場合には専門家に相談し、弾力性のあるシーリング材に取り替える。あるいは飛散防止フィルムを貼り等の措置を講ずる。
屋外広告物 (看板、袖看板) 設備機器 その他	取り付け金具やボルト等が腐食していないか。	軽微な錆びの発生であれば、ケレンし、さび止めを行い塗装する。腐食が進んでいる場合は専門家に相談して交換等の措置を実施する。

(6) エレベーターの安全対策等

定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識普及に努めます。

■ 「エレベーターの地震防災対策の推進について」の報告概要

エレベーターの地震防災対策の推進	
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターの耐震安全性の確保 ○「地震時管制運転装置（地震動を感知し最寄階にかごを停止させドアを開放する装置）」の確実な作動 ○早期救出・復旧体制の整備等 ○適時適切な情報提供・情報共有
早急に講ずべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○閉じ込め防止のため「地震時管制運転装置」の設置推進 ○ドア開放検知による安全装置等の改良等 ○「閉じ込め時リスタート運転機能」の開発 ○保守会社への連絡手段の多様化 ○閉じ込め現場への迅速な移動手段の確保等保守会社の体制整備 ○消防隊員の実践研修の制度化や乗り場側ドアの開錠キーの消防機関への提供等、閉じ込め救出における消防との連携推進 ○原則「1ビル1台」の早期復旧のための環境整備 ○閉じ込められた場合の対処方法等の利用者への周知、適時適切な情報提供等

資料：国土交通省 社会資本整備審議会建築分科会

■ エレベーターの地震防災対策に関する対応方針（都市型震災対策関係省庁局長会議）

関連省庁	方針
国土交通省、文部科学省、厚生労働省、内閣官房、内閣府	<p>「閉じ込め防止」対策として地震時管制運転装置について、義務化の方向で早急に関係法令を改正する。</p> <p>既存のエレベーターについても、地震時管制運転装置を推奨し、普及啓発を図るとともに、必要な支援策を講ずる。</p>
国土交通省	<p>「早期復旧」対策として 関係団体と連携しながら早期復旧に向けた技術的課題等を整理し、必要な対策を図る。</p> <p>「混乱防止」対策として 不安や混乱を避けるため、地震時のエレベーターの運行について建物管理者、利用者に広く周知する。</p>
消防庁	<p>「エレベーターの解錠手段の確保」対策としてエレベーター解錠手段の確保の方策について、エレベーター協会等との間で検討を実施する。</p>
気象庁、国土交通省、内閣官房、内閣府	<p>「緊急地震速報のエレベーター制御への活用」としてエレベーター業界における緊急地震速報の利用にあたっての手引き、同速報配信形態の検討を行う。</p>

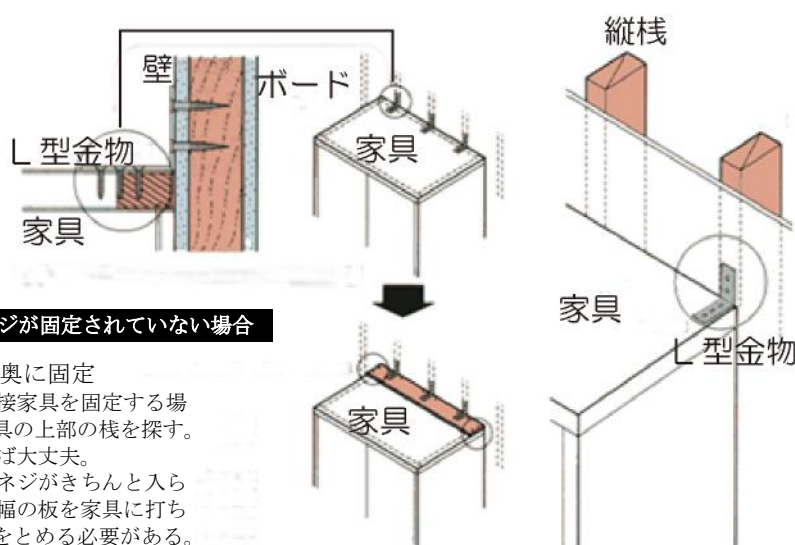
(7) 家具の転倒防止対策等

居住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等の活用について、その啓発及び普及を図ります。

① 家具転倒防止の啓発及び普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、キャンペーンや出前講座、パンフレット等により普及啓発を行っていきます。



家具の棧の幅が短くて木ネジが固定されていない場合

板を渡して家具の両端と奥に固定

L型金物で壁の棧に直接家具を固定する場合は、壁の棧と同様に家具の上部の棧を探す。コンコンと固い音がすれば大丈夫。

ただし、L型金物の木ネジがきちんと入らない幅の棧なら、必要な幅の板を家具に打ち付けて、そこにL型金物をとめる必要がある。

資料：総務省消防庁HPより

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用などの情報を提供していきます。

※ 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※ 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、「茨城県地域防災計画」では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「第1次及び第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路」を指定しています。本計画においてもこの路線のうち、市内を通過する区間を指定し、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、積極的な耐震改修等の指導・誘導を図ることとします。

■ 小美玉市 緊急輸送道路



■ 第 1 次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
高 速 自動車道	1	常磐自動車	守谷市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
一 般 国 道	6	国道 6 号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで
	355	国道 355 号線	潮来市国道 51 号線分岐から	笠間市寺崎国道 50 号交差まで
主 要 地 方 道	8	小川鉾田線	小川国道 355 号分岐から	小美玉市中延 主要地方道玉里水戸線まで
			小美玉市与沢 一般県道大和田羽生線交差から	鉾田市塔ヶ崎主要地方道水戸鉾田佐原線（塔ヶ崎交差点）まで
	59	玉里水戸線	小美玉市中延 主要地方道小川鉾田線交差から	小美玉市中延 一般県道紅葉石岡線（派出所前交差点）まで
一 般 県 道	138	紅葉石岡線	鉾田市紅葉主要地方道茨城鹿島線交差から	小美玉市中延 主要地方道玉里水戸線（派出所前交差点）まで
	360	大和田羽生線	小美玉市外之内 一般県道茨城空港線（空港前交差点）から	主要地方道小川鉾田線交差まで
	359	茨城空港線	茨城空港から	小美玉市野田 一般県道紅葉石岡線交差まで

■ 第 2 次緊急輸送道路

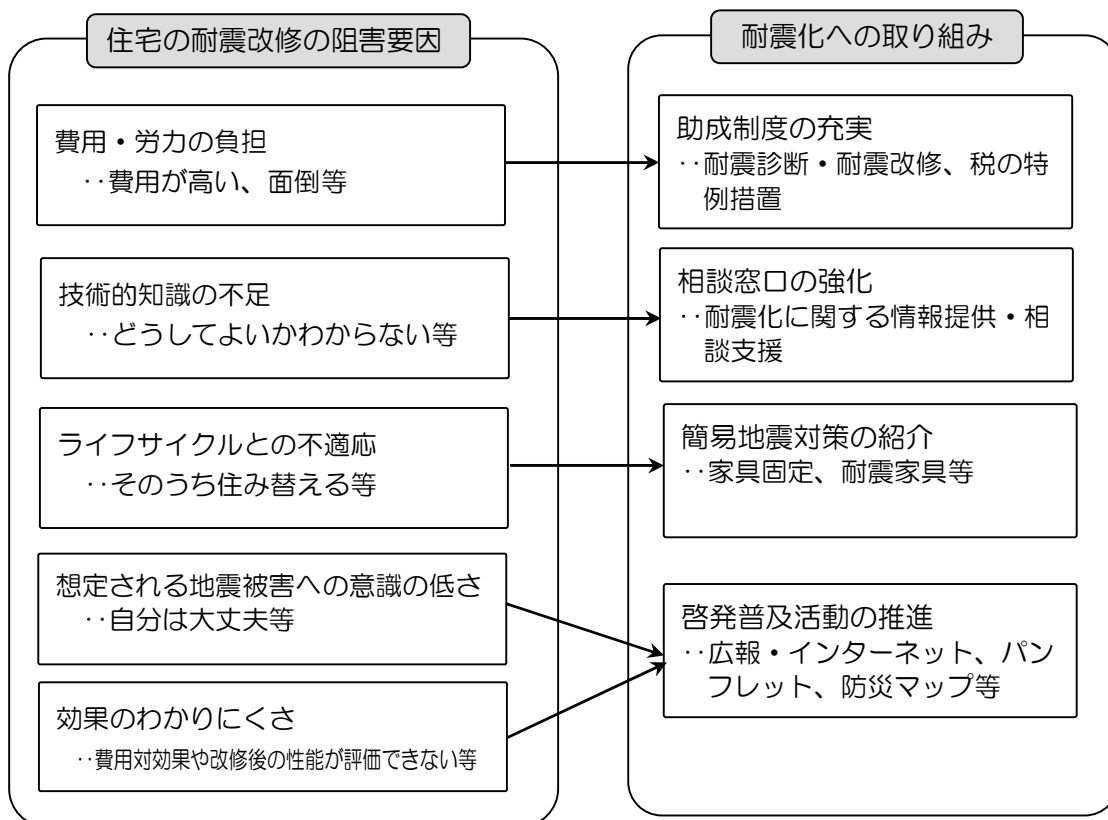
	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
一 般 県 道	360	大和田羽生線	小美玉市外之内 一般県道茨城空港線（空港前交差点）から	小美玉市与沢 主要地方道小川鉾田線交差まで

■ 第 3 次緊急輸送道路

	路線 番号	線 路 名	起 点 側	終 点 側
市 道	115	市道小 115 号線	下吉影県道大和田羽生線交差から	航空自衛隊百里基地正門まで

6 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

本市では、住宅等の耐震改修の阻害要因を取り除くため、助成制度の拡充や相談窓口の機能の強化、啓発普及活動等を実施し、市内の住宅・特定建築物等の耐震化率向上を目指します。また、公共施設の計画的な耐震改修、緊急輸送路の管理充実を図ります。



(1) 助成

建築物の所有者が、耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や融資、税制優遇等の支援を行い、耐震改修等の円滑な実施を促します。

■ 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

助成制度名	小美玉市木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国費・県費を活用して、木造住宅耐震診断士派遣事業を展開して、市内の木造住宅の耐震診断を進める。 住民負担 2,000 円、国費 補助基本額の2分の1、県費 補助基本額の4分の1、市費 補助基本額から国費及び県費を引いた額 (一社)茨城県建築士会へ委託。
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準前（昭和56年以前）に建築された木造住宅（在来軸組工法又は、木造枠組工法の一戸建て住宅）

■ 耐震改修に対する融資制度

融資制度名	住宅金融支援機構（耐震改修工事）
概 要	・耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資
融資内容	・戸建住宅 基本融資額：1,000万円 ・マンション 融資額：工事費の8割以内（限度額：住宅数あたり150万円）

■ 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	住宅に係る耐震改修促進税制
概 要	・耐震性が確保された良質な住宅ストックの形成を促進するための税の特例措置
特例措置内容	・対象：個人が旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合 ・所得税：平成31年6月30日までに住宅の耐震改修工事を行った場合、当該工事費の10%相当額（限度額25万円）を控除

（２）人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を育成し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

■ 木造住宅耐震診断士の養成

制度名	木造住宅耐震診断士の養成
概 要	・耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を習得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定を行っている。
育成内容	・認定の有効期限は5年 ・戸建て在来木造住宅の耐震診断で必要となる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法の講習。 ・診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力し、「耐震診断業務マニュアル」に従い診断を実施する。

■ リフォームアドバイザーの養成

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事が実施できるよう、住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度を設ける。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知事認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象。 ・講習会を受講し、登録を行う。 ・適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制とする。

■ 自主防災組織等のリーダーの育成

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、住宅の耐震化も履修内容のひとつとなっている。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者による講演、防災関係機関等による講義、普通救命訓練、消火救助実習。 ・対象者は、市町村、自治会・町内会や企業等で防災業務に従事する者。 ・修了者は、「防災士試験」の受験資格を得る。

第7章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発 及び知識普及

1 普及・啓発

(1) 地震防災マップの作成・公表

地震防災マップとは、地域の「揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した地図のことです。本市では、地震による揺れやすさの程度を示した「揺れやすさマップ」を本計画の策定と併せて作成することとしています。

公表にあたっては、市民の啓発を目的とするものであるため、作成後すみやかに公表するとともに、学校教材として児童生徒への啓発を図ることやパンフレットとして配布したり、インターネット等により、広く市民に周知し、身近に地震発生時の危険性の周知を図り、防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発します。

また、市広報誌への折り込み、町内会の回覧板など、既存の伝達手段についても積極的に活用し、周知に努めていきます。

(2) 相談体制の整備・情報提供

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。また、県との連携を図り、県の相談窓口の紹介を行います。

(3) パンフレット等の配布、セミナー・講習会の開催

パンフレットや講習会などを活用した、誰にでも分かりやすい内容に配慮した、耐震化への啓発及び普及について検討していきます。

① 耐震啓発パンフレットの活用

(社)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、耐震改修促進PRパンフレット配布により、市民の耐震化への関心を高めます。

② 耐震診断・耐震改修のセミナー：建築関係団体との連携

県と協力のもと、木造建築物、鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供します。

③ 耐震化キャンペーン：建築関係団体との連携

防災訓練等、防災に関心が向きやすいイベント等に耐震診断・耐震改修の重要性を伝えるパンフレットを配布する等、啓発に努めます。

④ 地域に密着した耐震化の啓発活動：町内会活動との連携

町内会、自主防災組織等の地域に根ざした組織を通じて、耐震診断・耐震改修についての理解を深める取り組みを実施するため、出前講座などにより、市民に直接訴える場づくりに努めていきます。

(4) 地震保険の情報提供

地震保険は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流出による居住用の建物と家財の損害を補償する地震災害専用の保険です。

地震による損害を補償し、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るために、地震保険は有効な手段であり、情報提供に努めます。

① 地震保険料所得控除制度

平成 19 年 1 月より、地震災害による損失への備えに係る国民の自助努力を支援するため、従来の損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。これにより、所得税（国税）が最高 5 万円、住民税（地方税）が最高 2 万 5 千円を総所得金額等から控除できるようになりました。

③ 地震保険割引制度の概要

割引制度として、「建築年割引」と「耐震等級割引」、「免震建築物割引」、「耐震診断割引」の 4 種類が設けられており、建築年又は耐震性能により 10%～50%の割引が適用されます（重複不可）。

■ 地震保険の割引制度

割引制度	割引の説明	保険料の割引率								
建築年割引 契約開始日： 平成 13 年 10 月 1 日以降	対象建物が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%								
耐震等級割引 契約開始日： 平成 13 年 10 月 1 日以降	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）又は国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	平成 13 年 10 月 1 日以降～平成 26 年 6 月 30 日以前始期契約								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震等級</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	耐震等級	割引率	3	30%	2	20%	1	10%
耐震等級	割引率									
3	30%									
2	20%									
1	10%									
		平成 26 年 7 月 1 日以降始期契約								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震等級</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	耐震等級	割引率	3	50%	2	30%	1	10%
耐震等級	割引率									
3	50%									
2	30%									
1	10%									

免震建築物割引 契約開始日： 平成 19 年 10 月 1 日以降	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	平成 19 年 10 月 1 日以降～平成 26 年 6 月 30 日以前始期契約 30%
		平成 26 年 7 月 1 日以降始期契約 50%
耐震診断割引 契約開始日： 平成 19 年 10 月 1 日以降	地方公共団体等による耐震診断又は耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%

資料：財務省

（５）リフォームにあわせた耐震改修の誘導

増改築とあわせたバリアフリー化による、他の目的のリフォームとあわせることにより、コストや手間を軽減できることを啓発し、耐震改修を実施するよう誘導します。

① リフォームとあわせた耐震改修のメリット

リフォームとあわせた耐震改修によって、工期や経費を削減できることなどを周知していきます。

② リフォーム事業者等との連携

建設関係団体やリフォーム事業者等との連携を密にし、啓発や誘導に努めます。

- ・茨城県や市のホームページとリフォーム団体のホームページを互いにリンク
- ・茨城県などが作成する耐震パンフレットとリフォーム団体のパンフレットを双方の窓口において、セットで配布
- ・リフォームにあわせた耐震改修のメリットなどをPRしたパンフレットを作成し、双方の窓口で相談者への説明資料として活用
- ・リフォームにあわせた耐震改修の事例を、県、建築関係団体（県建築士会等）のホームページで掲載
- ・リフォームの機会を捉えて、居住者に耐震診断の実施を促す（耐震診断補助の活用）
- ・セミナーや講習会の開催により、リフォームにあわせた耐震改修を行う事業者等の育成及び居住者向けの啓発
- ・建築関係団体等の実施するイベントにあわせたPRや相談会の実施

(6) 町内会等との連携

これまでの地震災害の別などにおいて被害が多い高齢者等に対して、県や建築士会等との連携のもと、リーフレット等の資料提供、町内会などとの協働による取り組みを推進し、積極的な普及啓発活動を実施していきます。

① 町内会との連携

優良なリフォーム事業者と連携し、町内会や老人会、老人クラブ等の活動（老人会の寄り合い・敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用して、防災意識を啓発します。

② 保健福祉や民生委員の訪問機会を活用した啓発

独居老人の戸別訪問、民生委員による訪問活動、介護ヘルパーの訪問活動等の機会を活用し、リーフレットの配布等を検討します。

③ 市広報誌への折り込み、町内会の回覧板での配布

広報誌へのリーフレットの折り込みのほか、広報誌で耐震診断についての記事を掲載する等、広報誌を積極的に活用した情報提供を行います。また、町内会の回覧板でもリーフレットを配布し、多様な啓発活動を検討します。

第8章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震化が進みやすい環境整備や情報の充実、技術者の育成といった体制づくりが必要です。

(1) 茨城県や周辺自治体との連携

本市は、耐震改修の目標実現のため、県や周辺自治体との連携を図ります。

(2) 関係団体、事業者との連携

関係団体や事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

また、現在設立されている耐震化推進のための関係団体などを母体とし、関係団体や有識者等と連携した協議会を設置し、耐震化対策に関する継続的な検討を進めます。

(3) 市民との連携

今後、市民の耐震化意識の向上を図るなど、耐震診断後の支援も含めた取り組みにも着目し、市民との連携を図りながら、耐震化促進の啓発に努めます。

資料1 耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ3,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所				
博物館、美術館、図書館				
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内の存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物